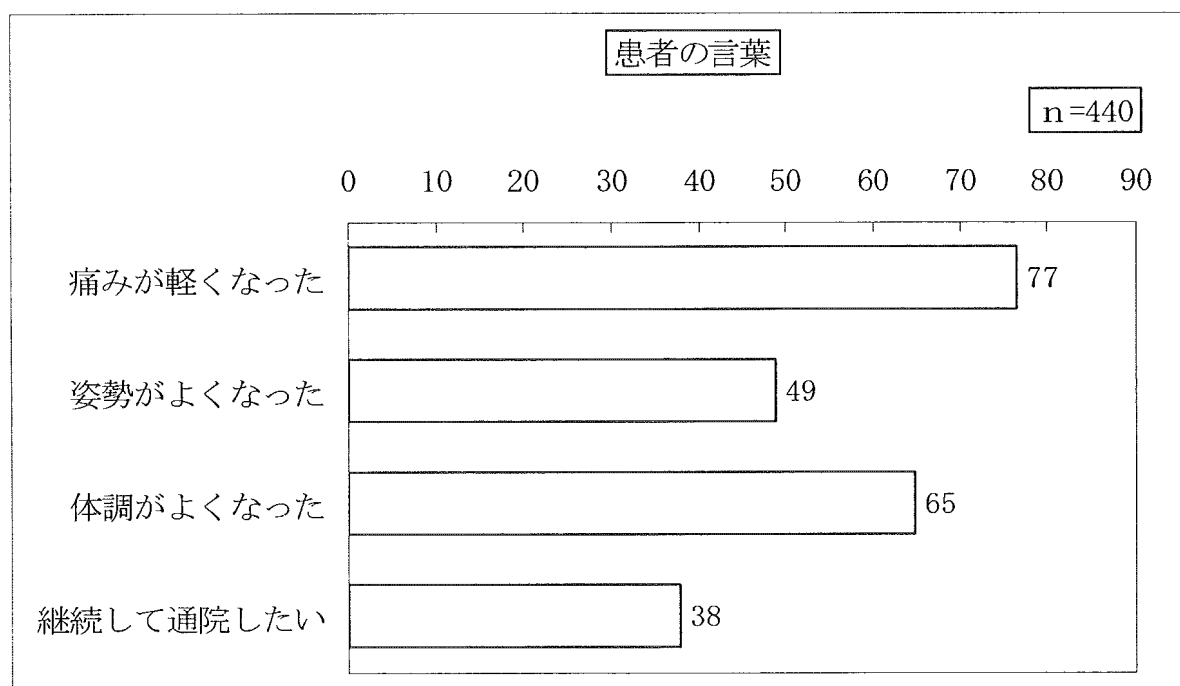


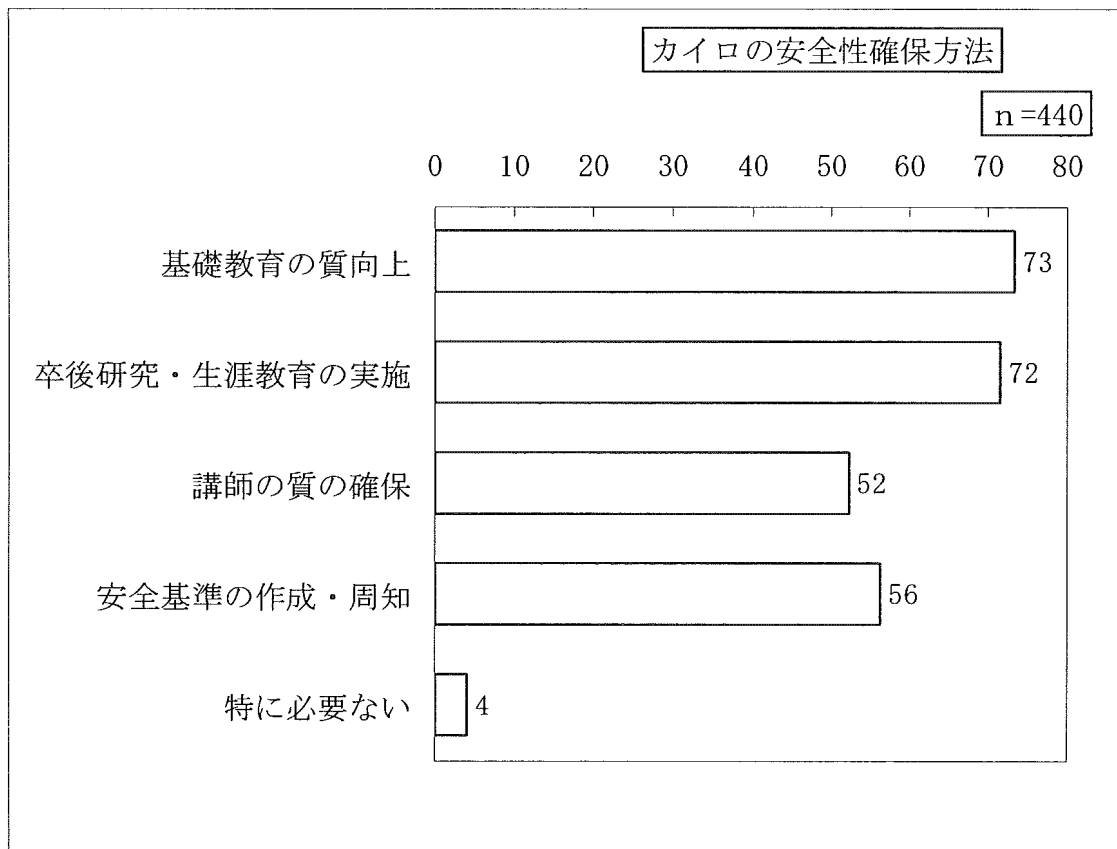
(12) 「患者の言葉から判断」といったときの表現法

中高齢者に対する治療の改善効果があったと判断するときの、「患者の言葉」とはどのようなものかという設問に対し、「痛みが軽くなった」77%、「体調がよくなった」65%、「姿勢がよくなった」49%、「継続して通院したい」38%となっている。



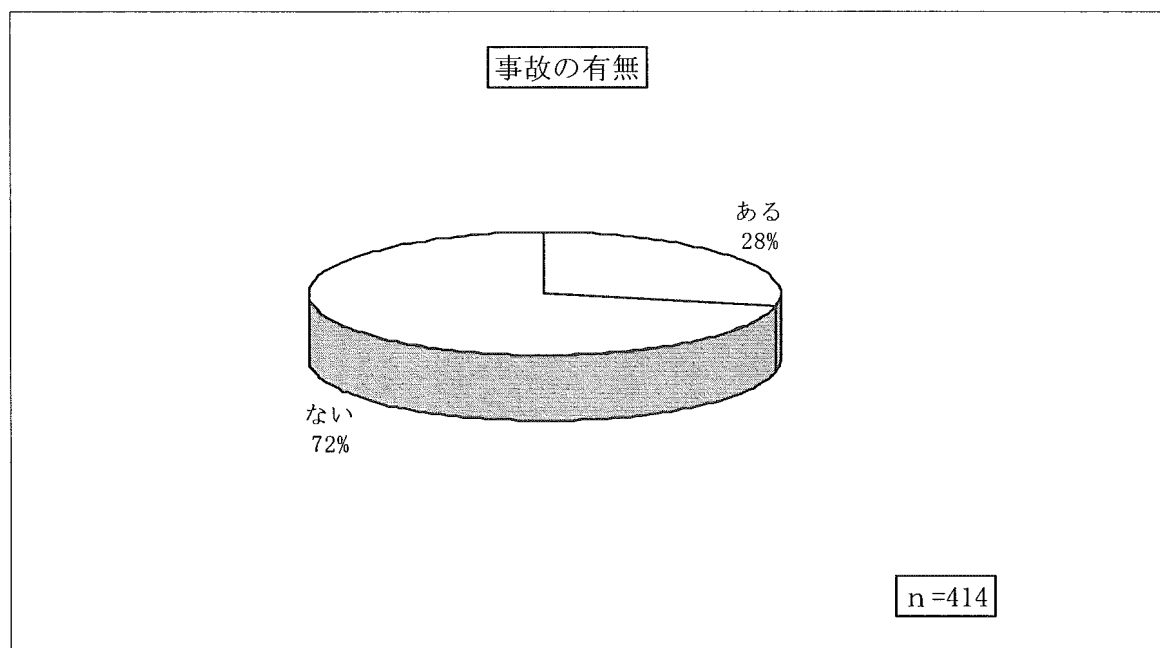
(13) 安全性確保に必要なこと

カイロプラクティックなどの手技療法の安全性を確保していくために、必要だと思われる事項についてという設問に対し、「基礎教育の質の向上」73%、「卒後教育・生涯教育の実施」72%が並び、「安全基準の作成と周知」が56%、「講師の質の向上と均一性の確保」が52%となっている。



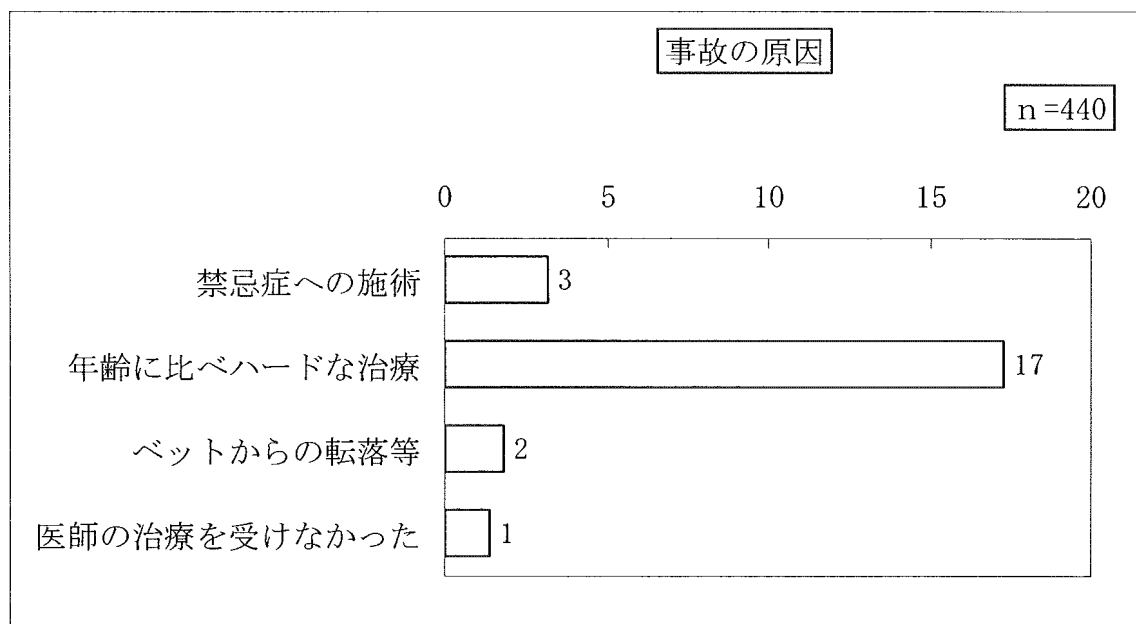
(14) 事故の有無

施術の実施によって症状の悪化など事故となった経験はあるかという設問に対して、「ある」28%となっている。



(15) 事故の原因

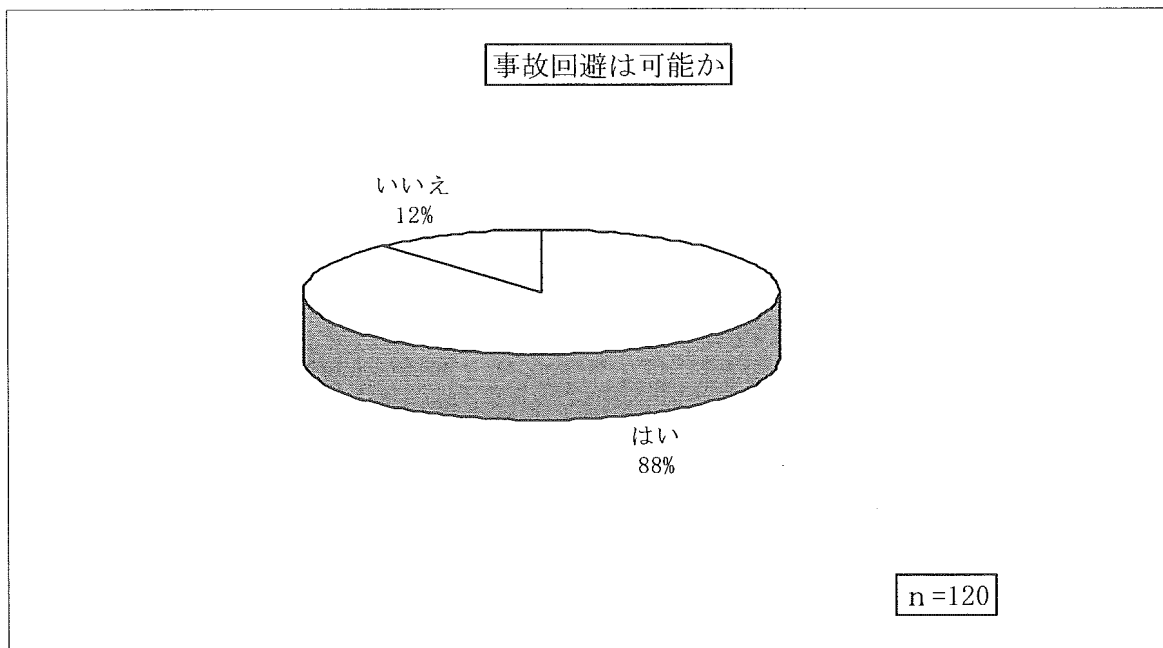
事故になった経験者に対し施術による事故の原因についての設問に対し、「年齢に対する配慮不足でハードな施術を行ってしまった」が17%、「禁忌症への施術」が3%、「ベッドからの転落等」2%などとなっている。



(16) 事故回避は可能か

事故になった経験者に対し事故を回避することは可能かという設問に対し、88%が肯定しており、「いいえ」は12%にすぎなかった。

なお、自由記述欄では、大別して問診その他の患者の状態を把握するための能力を向上させることと、無理をしないで治療強度を下げて回数を上げることと記述したものが多かった。

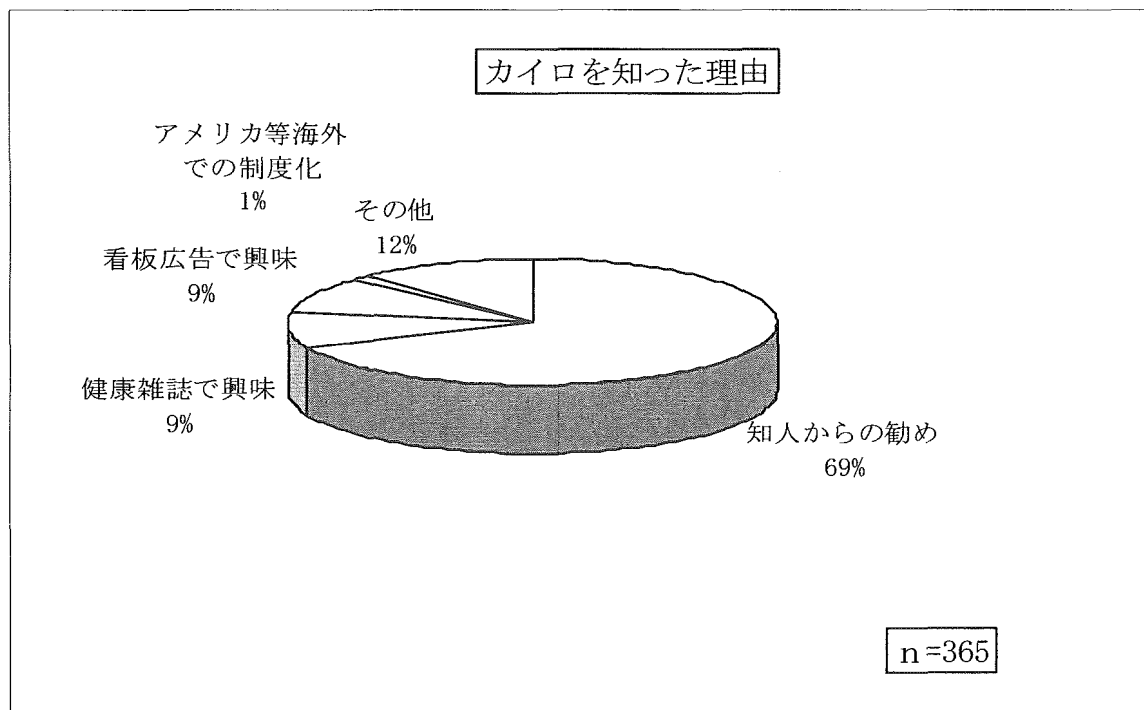


3 カイロプラクティックの施術を受けている者に対する調査結果

カイロプラクティックの施術を受けている者に対して行われた調査結果は次のとおりであった。

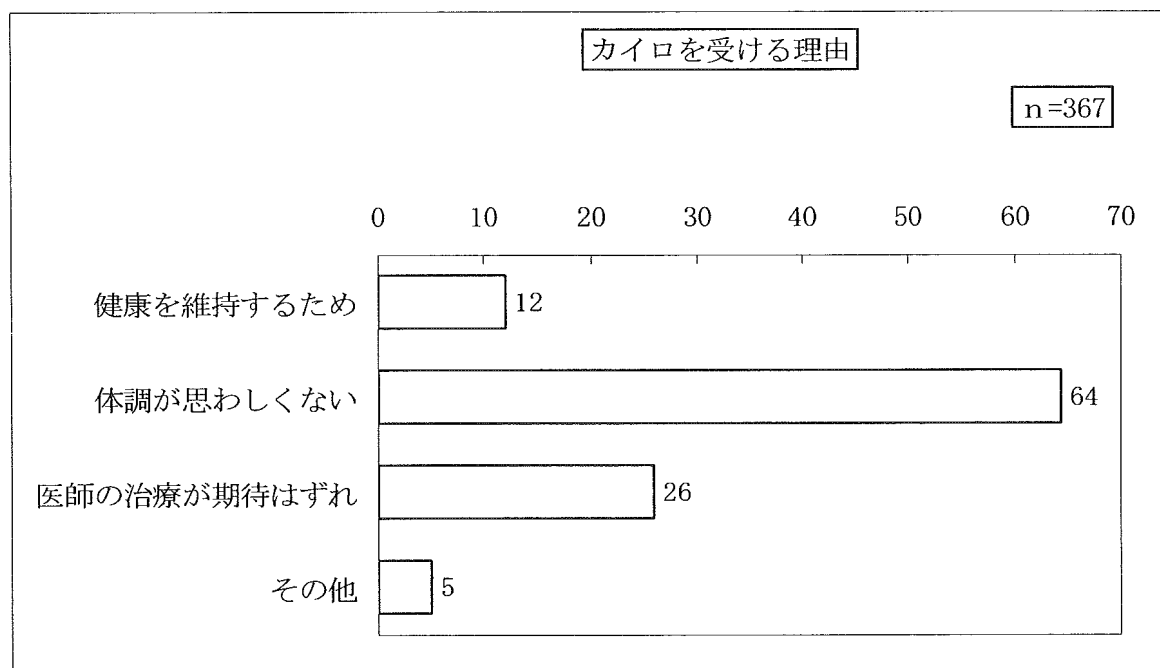
(1) カイロプラクティック治療を知った理由

患者がカイロプラクティック治療をどのようにして知ったかという設問に対し、「知人から勧められた」が69%となっている。



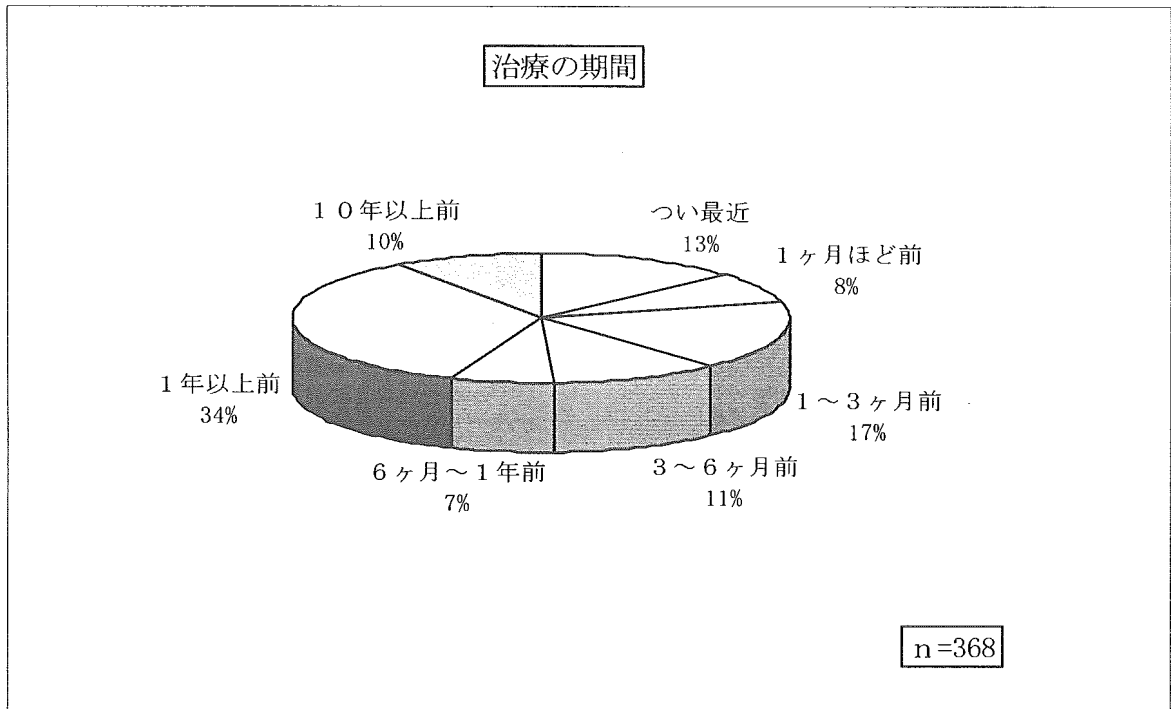
(2) カイロプラクティック治療の動機

患者がカイロプラクティック治療を受けている目的についての設問に対し、「体調が思わしくない」が64%と圧倒的に多く、次いで「医師の治療に対する不満」があるものが26%となっている。



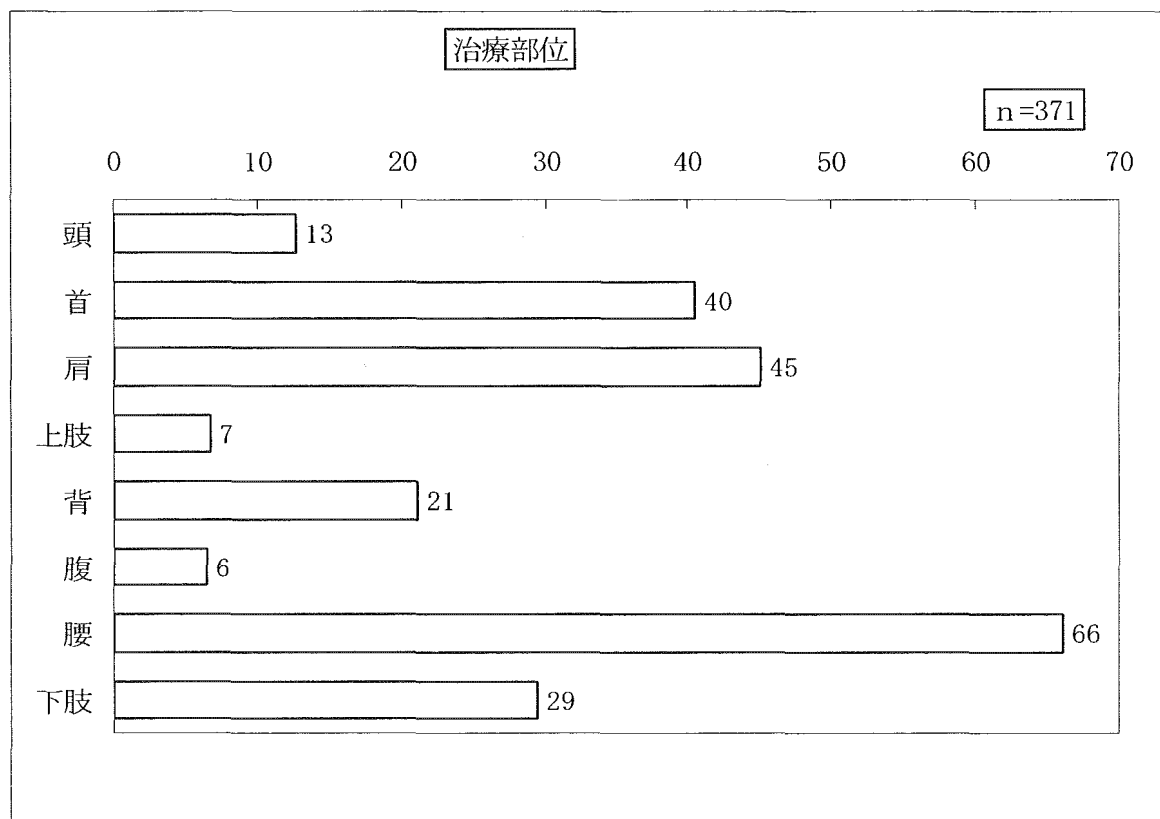
(3) カイロプラクティック治療の期間

1年以上治療を継続している者が44%（10年以上含む）、あとは「1～3ヶ月」17%、「つい最近」13%、「3～6ヶ月」11%、「1ヶ月ほど前」8%、「6ヶ月～1年前」が7%と続いている。



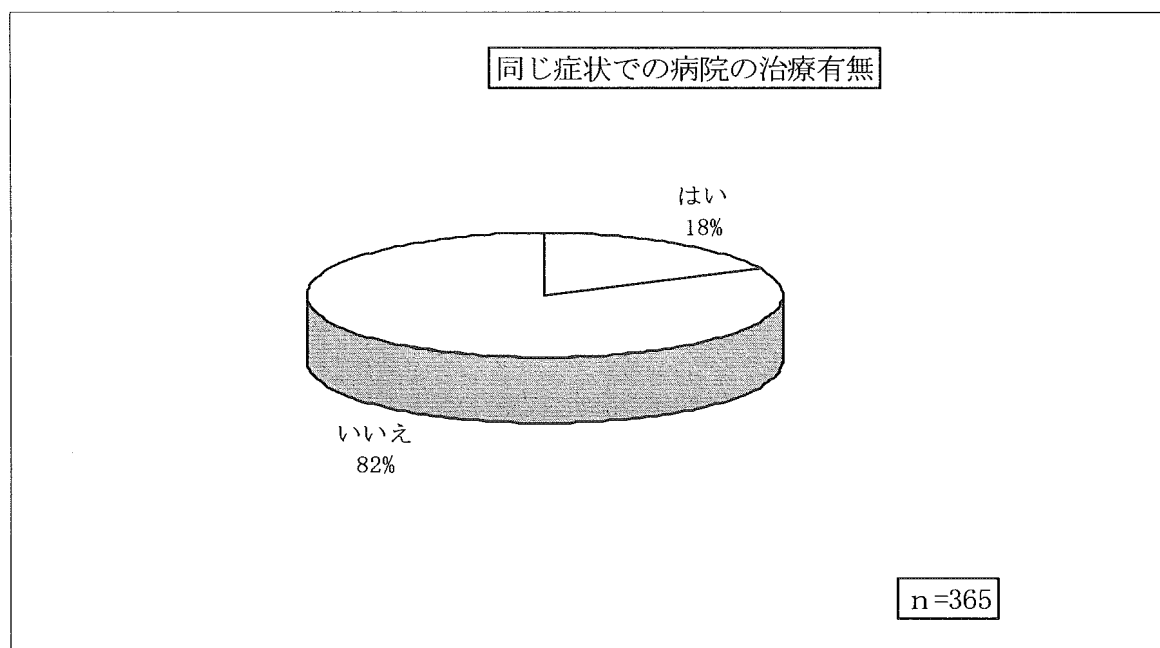
(4) 患者の治療部位

カイロプラクティックの治療部位は、「腰」が66%と最も多く、「肩」45%、「首」40%が次いで多い。「頭」13%、「上肢」7%、「腹」6%と少なくなっている。

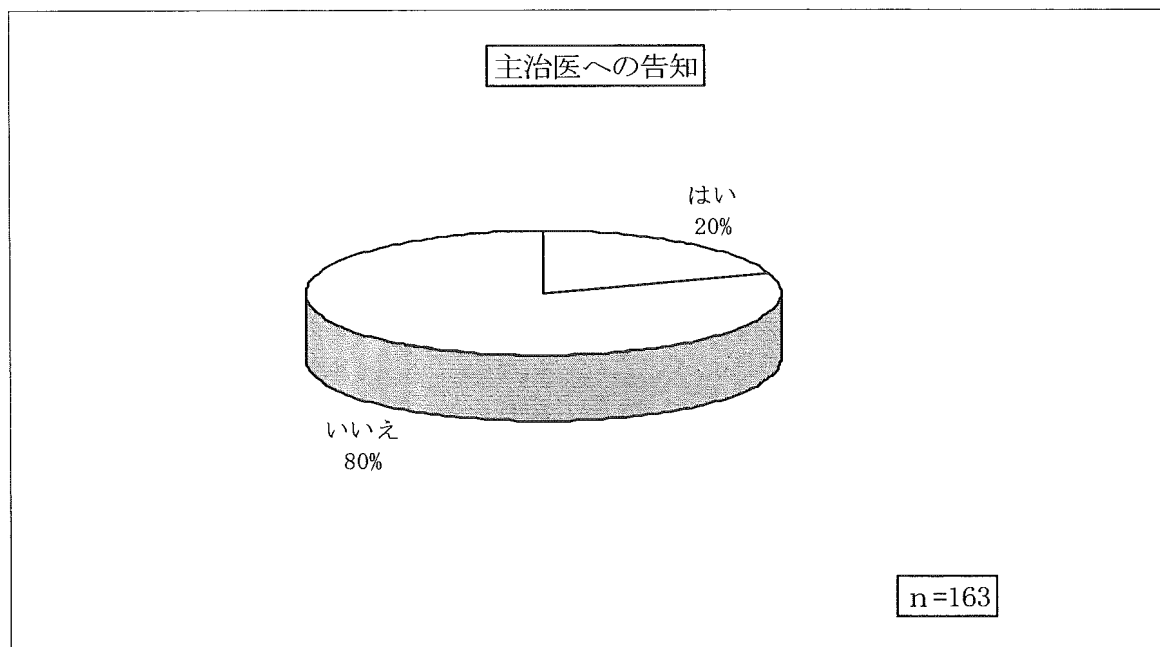


(5) 通院の状況

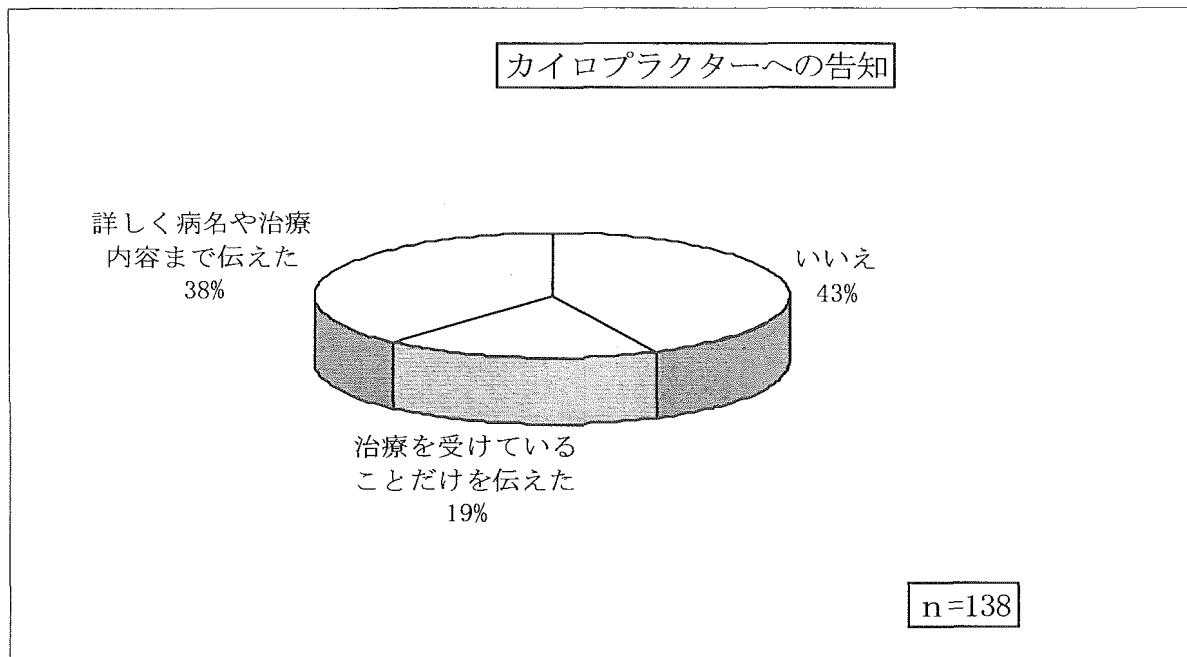
- ① 同じ症状で、カイロプラクティックの施術を受けながら医療機関にも通院しているかという設問に対し、「はい」は18%、「いいえ」が82%であった。



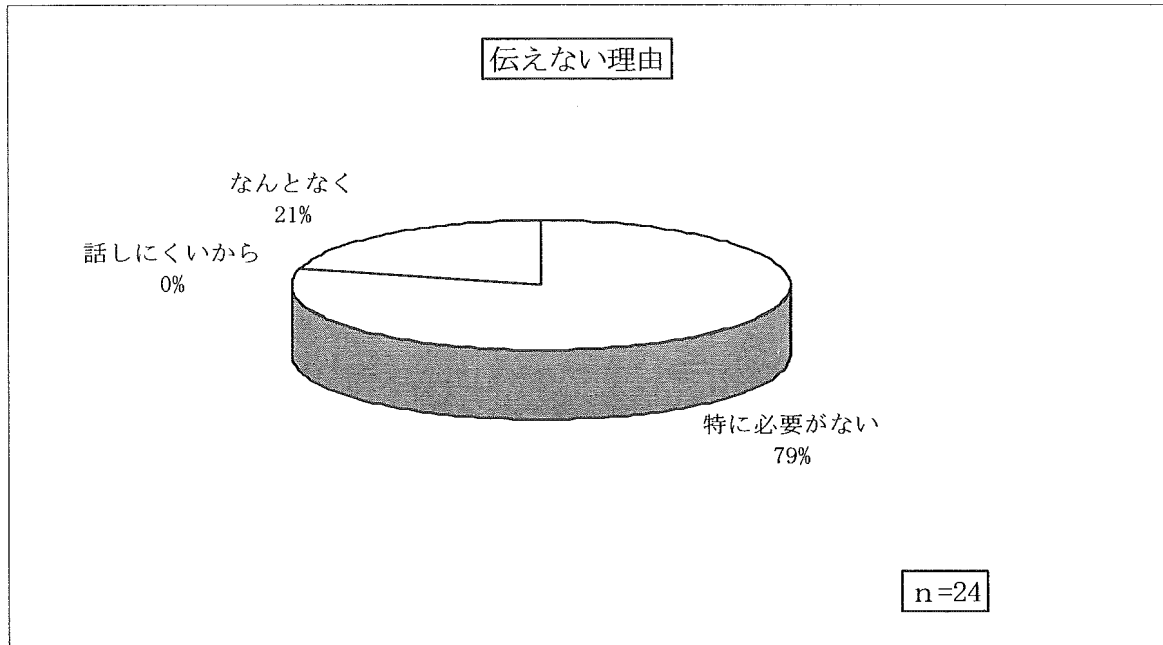
- ② 「はい」と答えた患者のうち、カイロプラクティックの施術も受けていることを主治医が知っているかという設問に対し、「伝えた」が20%、「伝えていない」が80%となっている。



- ③ 「はい」と答えた患者のうち、カイロプラクターに対し、医師にかかっていることを伝えたかという設問に対し、「治療を受けていることだけを伝えた」が19%、「詳しく病名や治療内容を伝えた」が38%であり、「いいえ」は43%であった。

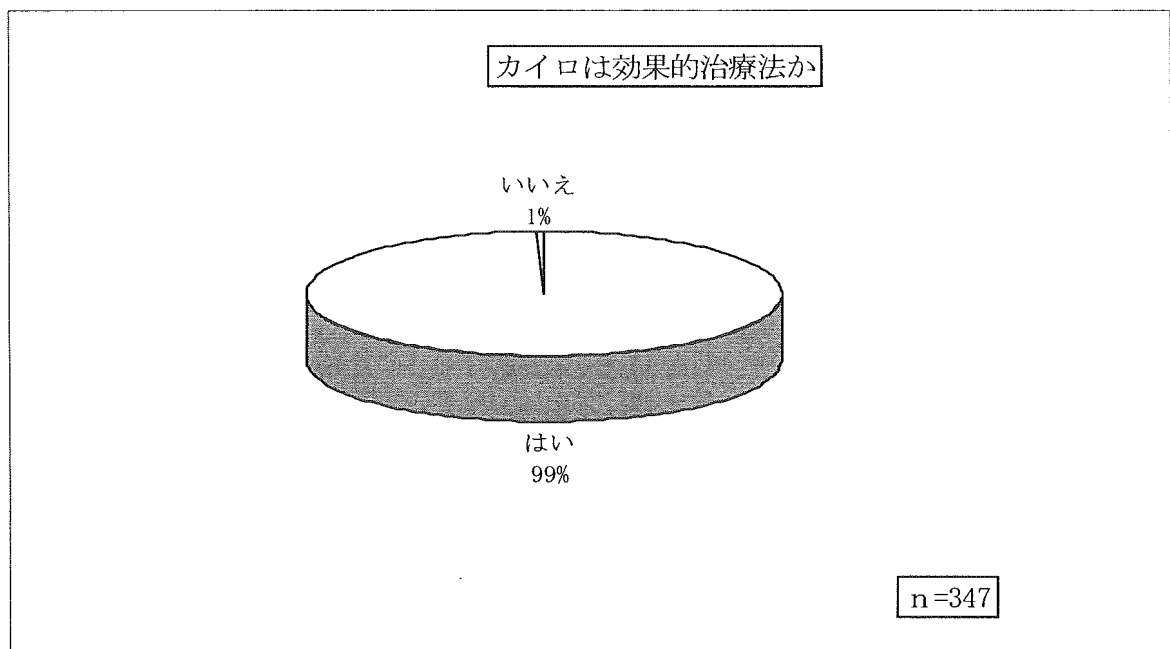


- ④ カイロプラクターに特に治療していることを伝えない理由に関する設問に対し、「特に必要がない」が79%、「なんとなく」は21%となっている。



(6) 治療効果への信頼度

カイロプラクティックの治療効果が十分あると思うかという設問に対し、「はい」が99%となっている。



4 考 察

◎ アンケート調査の目的

平成3年に厚生省健康政策局医事課(当時)から、カイロプラクティックなどに関する禁忌症の取り扱いに関する通知が出されたことを受け、関係団体などでは、その取り扱いの研修などが繰り返し行われてきた。

しかし、カイロプラクティックなど手技療法を行っている療術師など施術者については、公的な資格制度は存在せず、財団法人全国療術研究財団が一定の研修を実施し、修了者に認定をする制度などがあるだけである。このため、施術に従事する者といっても範囲を確定することは困難であるし、実際に行っている施術の内容についても多岐にわたることが予想される。また、アメリカ合衆国などと異なり、これら施術者が施術にあたってどのような「検査」行為を行っていいかも明らかになっていないし、医師でない施術者が疾病の確定診断を下すことはできないことはいまでもない。つまり、施術者の現場においては、手足を縛られたまま、禁忌症を有する患者に相對しているのが実情である。

今回のアンケート調査は、禁忌症をめぐるカイロプラクティックなど手技療法を行う施術所において、どのように禁忌症に相對しているか、患者の安全性の確保の観点からどのような課題が生じているかを明らかにすることを目的に実施したものである。

◎ 施術現場における禁忌症患者の状況

今回の調査の結果、カイロプラクティックなどの施術を行っている者は、3分の2程度の禁忌症を認知しているが、8割を超える認知度のものから、4割程度のもので差が存在していることが判明した。また、側彎症など施術者がカイロプラクティックなどで治療できると意識していることが認知度に反映しているのかも知れない。

また、実際に禁忌症をもった患者が施術所にやってくるとしている施術者が8割近くを占めており、禁忌症の問題は一部の施術者の問題ではなく、カイロプラクティックなど手技療法を行う施術所の全体の問題であることが明らかになった。

該当する禁忌症としては椎間板ヘルニア、脊椎すべり症、リュウマチ、骨粗しょう症、側彎症などが多くなっているが、リュウマチを除くと単なる腰痛などとして治療を求めにくる患者が多いと予測される。

禁忌症かどうかを判断するにあたって、患者が自ら申し出てきたり、医師の診断書を持参する場合もあるが、施術者が疑って患者に確認したり、

受診を勧奨したりしているケースも少なくない。特に、重症者以外は禁忌症かどうか分からないという意見も多く、全患者に声をかけて確認しているものが半分を占めるものの、患者自身が自分の病名を認識していない場合も多いため、施術者としても正確な判断のしようがないのが実態となっていると推測できる。特に、腫瘍や感染症、骨粗しょう症などは判断しにくいものとして挙げられているが、実際には事後的にも施術者に確認するすべはなく、ただ治療を継続しても病状の改善が思わしくないことで、初めて気がつくということもあるのではないか。また、そのような患者の多くは医療機関での治療によっても痛み等が緩和されないために、カイロプラクティックなどの施術を受けに来るケースが多いと推測されるが、禁忌症として施術を断った場合、患者からの納得されない、あるいは患者を納得させるほど施術者自身が納得していないようだ。

したがって、行政等に対する要望として、施術者として必要となる禁忌症の診断基準や対処法をまとめたり、研修を受けたりすることが望まれている。また、自由記述欄によれば、カイロプラクティックなどの手技療法も様々なものがあり、患部を避けたり、スラストなどを行わなかったりすれば十分安全ではないかとするものが多く見受けられた。また、同じ病名でも症状の状況が異なっており、同一の扱いをすることに対する疑問が呈されている。つまり、痛みの除去などを求めてきている患者のニーズを無視することはできないこと、カイロプラクティックなどの手技療法には安全な手技があること、したがって、施術現場では禁忌症の症状の進み具合や手技の選択によって、十分に安全が確保されると考えられているようである。

◎ 施術現場における中高齢者の状況

今回の調査では、患者の安全の確保を検討するという観点から、中高齢者の状況についても併せて調査をしたが、その結果、ほとんどの施術所において中高齢者の施術を行っていることが判明した。

中高齢者は加齢とともに治療リスクが高まってくるため、そのリスクをどのようにして評価しているかを調査したところ、問診と経過観察によってリスクを評価しているが、半数近くは手技によって可動域を確認するなどの検査を実施していることがわかった。

また、安全性を確保するために加齢とともに矯正速度を遅くしたり、スラストの強度を弱めたり、振幅を小さくしたりといった刺激を弱める工夫をしていることがわかった。また、患者が治療にあたってリラックスをしていないと事故につながりやすくなるため、リラックスするのを待ったり、

矯正を次回に送ったりしている。また、筋肉の緊張緩和を優先して矯正にこだわらず治療したり、脊柱の可動域を意識しながら手技を行ったりしている。また、脊柱の可動手技操作としては、モビリゼーションによる関節操作法や軟部組織への刺激法などを採用していることが多い。

治療効果としては、痛みが緩和したとか体調が良くなった、可動域が改善したといったことが評価基準になっている。

以上のように、カイロプラクティックなどの治療によるリスクが高くなる中高齢者に対しては、施術者は加齢とともにリスクが高まることを十分に認識しながら、リスクの評価を行い、安全と判断される手法を採用していることが判明した。また、治療効果よりも安全を優先するため、治療強度を下げたり、治療回数を増加させたりしていることも判明した。

◎ 中高齢者と禁忌症の患者

カイロプラクティックなどの施術を受ける患者が中高齢者であっても、禁忌症の患者であっても他の患者に対して事故が起きるリスクが高くなるという観点からは同じである。両者の違いは、施術者にとって中高齢者であるかどうかは特別の判断基準が必要がないのに対し、禁忌症の場合には医学的なプロトコルに従って判断しない限り正確な判断がつかないことである。

また、施術者は加齢に伴うリスクの増加は十分に認識をしており、診断時においてもリスクの評価を十分に行うとともに、治療法も他の患者とは異なるような配慮をしている。しかし、禁忌症については、未だ、このような詳細な対応を示すものが出されていないため、不足する情報の中で現場では独自の工夫を強いられているという差が生じている。

◎ 患者の状況

カイロプラクティックなどの施術を受ける患者の多くはロコミで来院していることが判明した。また、腰、膝、肩に痛みを訴える患者が多く、また、医師の治療によっても痛み等が緩和されないといった不満を持つ患者が多い。

治療部位としては、腰、肩、首となっており、腰痛、肩こりといったニーズが多いことがわかる。同じ症状で通院もしている患者が2割ほどいたが、主治医にカイロプラクティックなどにかかっていることを話している者は2割程度、逆に施術者に通院していることを話している者は6割程度となっており、施術者よりは医師に話しにくい状況がわかる。なお、通院していても痛みなどが治らないために、施術を受けに来る患者が多いこと

からしても当然の結果かもしれない。また、重病に罹ったときには多くの患者が施術者に伝えるとしており、患者の施術者に対する信頼は厚い。

しかし、施術者の自由記述に多くあるように、患者が自分の疾病を正確に知らないケースが多いこともあり、何らかの医師と施術者の連携の仕組みを検討する必要がある。

◎ 課題

カイロプラクティックなどの施術も、医療と同様、目指すところは患者の幸福であり、健康であることに変わりはない。したがって、患者のリスクを下げ安全な治療が受けられるとともに、効果的な治療を受けられるような体制づくりが求められている。

今回の調査で明らかになったことをまとめると次のとおりである。

- カイロプラクティックなどの施術者も患者に対する安全な治療を実施したいという意識は高い。
- 施術者は加齢によるリスクは十分に認識しており、十分な安全策をとっている。
- 施術者が施術をするにあたって、禁忌症の患者を具体的に認識するための基準がない。どのように取り扱うのか(重症度、治療の部位、治療の手法・強度など)の基準がない。

◎ 安全マニュアルの作成の必要性

現在のカイロプラクティックなどの施術のおかれている法的な状況を考えると、今後、カイロプラクティックなどの施術の安全性を確保するためには施術者が利用すべき治療マニュアルを作成すべきである。

具体的に必要となる項目は次のとおりである。

- 対象となる治療リスクの高い患者
禁忌症を有する者や高齢者など
- 対象となる患者のリスク評価法
ハイリスク者を選定するための判断基準
 - * 高齢者は年齢を確認し、禁忌症の自己申告がある患者の場合には判断基準にする。
 - * それ以外の患者の疑わしいかどうか判断する基準は何か。
 - * 疑わしいと判断した場合、禁忌症に該当するかどうかを判断するためには何をすればよいか。

リスクの評価基準

- * どの程度のリスクがあるかを問診で確認できる事項と問診の内

容

- * 関節可動域などのように実際に確認できる事項
- * その他
- 治療可能な部位
 - * リスクの高低(症状の程度)と患部の関係、治療を避けなければならない範囲
 - * その他
- 治療可能な方法
 - * リスクの高低、部位ごとの可能な治療手技の範囲
 - * その他
- 事故が疑われる場合の対処法
 - * 治療を中断し、医師等の受診をさせなければいけないような状況の判断
 - * 医師等への連絡法
- 主治医等との連携
 - * 治療にあたって主治医等との情報交換の方法や留意点
- 記録
 - * 特に記録しておくべき事項

◎ 教育・研修による施術者の技能向上

安全マニュアルが作成されただけで施術の安全水準が向上するわけではない。今回の調査でも多数の要望があったが、患者安全の観点から、施術者の養成過程や生涯研修の中で、安全マニュアルの意義や内容を正確に理解するとともに、実際に的確な判断ができるような教育・研修カリキュラムを組んでいくことが重要であるし、消費者保護の観点からも、きちんと安全マニュアルどおりの対応できる施術者であるかどうかを判断できるような仕組みが必要となってくるのではないかと。

(資料)

アンケート調査票

(カイロプラクティック施術者の調査)